

役員及び評議員の報酬等に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人米寿会の役員及び評議員の報酬等について定めたものである。

(定義)

第2条 この規定でいう役員とは、理事長、理事、監事をいう。

(理事長の報酬)

第3条 理事長の報酬は別表1による。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が法人及び施設の運営(理事会を除く)のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

2 評議員が法人及び施設の運営(評議員会を除く)のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費支給とする。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(改正)

第7条 本規定を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規定は、平成21年4月1日より適用する。

この規定は、平成29年4月1日より適用する。

別表 1

1. (報酬の額)

(1) .理事長の報酬は月額 200,000 円とし、勤務実態に応じて支給するものとし、理事長の地位にあることのみによって支給しない。

2. (報酬の支払日)

報酬の支給は、当月分を当月 26 日に支払う。

3. (法定控除)

報酬の支払いに際しては、所得税等法令に定められた額を控除する。

別表 2

名 称	報 酬	交通費
理事及び評議員業務報酬等	時給 2,000 円	実 費

別表 3

旅 費	宿 泊 費	報酬 1 日	そ の 他
実 費	実 費	2,000 円	実 費